

平成20年度 第1回  
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成20年6月6日(金) 10:00開会  
場 所 : 札幌すみれホテル 4階 すずらん

札幌市環境局

## 1. 開 会

木田課長 定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第1回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

私は、本日の進行を担当させていただきます環境マネジメント担当課長の木田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日出席されております委員の方々ですけれども、現在、13名でございます。2名の委員が欠席されております。過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づきまして、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

今回、新たに就任された委員も多うございますので、ここで、環境影響評価審議会の役割について、簡単にご説明いたします。

まず、環境アセスメントの手續としましては、環境影響評価法という法律に基づくものと、札幌市の環境影響評価条例に基づくものがございます。その趣旨と目的に大きな違いはないのですが、対象事業の規模や種類、また手續き上に違いがあります。法に基づくものは、審議会のご意見などに基づきまして札幌市長が北海道知事に意見書を提出し、知事の方から事業者へ意見を述べる形になります。一方、条例に基づく手續では、審議会の意見などに基づきまして、市長が、直接、事業者へ意見を述べることになります。

いずれにしましても、市長の意見をつくるという市長意見形成のために、専門的な見地から、また審査の透明性を図ることを目的にこの審議会が設置されております。したがって、本審議会の議事録は公開されておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、現在、条例にかかわる案件といたしましては、きょうご報告いたします真駒内滝野霊園拡張事業の事後調査報告書がございます。この環境アセスメントの手續自体は既に終了しておりますけれども、事後調査を行いまして審議会へ報告することとなっておりますことから、きょう報告がなされることとなります。

また、法に基づく案件といたしましては、一般廃棄物の最終処分場であります北部事業予定地につきまして、昨年3月に方法書の段階で諮問させていただいておりまして、現在、札幌市が事業者なのですけれども、事業者の方で準備書を作成するための現地調査を行っているところでございます。

この点については本日の議題ではございませんけれども、この件の概要につきましては参考資料2としてお手元に1枚置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1としまして、つづりになっておりますけれども、第5次環境影響評価審議会の名簿がございます。裏側に、資料2として、事務局の組織表があります。それから、資料3としまして、真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書の概要を1枚物としてつけさせていただきます。それから、資料4は、今申し上げた調査報告書です。これは別

冊でつけさせていただいています。それから、事後調査報告書の裏の方に補足資料をつけさせていただいております。これも一つづりになっていると思います。最後に、資料5として、技術指針の抜粋をつけさせていただいています。

今ご説明した資料以外に、本日の審議事項ではございませんけれども、参考資料といたしまして、真駒内滝野霊園準備書にかかわる事後調査報告を求めた根拠になるものでございますけれども、市長意見の写しを参考資料1としてつけさせていただいております。続きまして、参考資料2として、先ほど申し上げましたが、最終処分場であります北部事業予定地の概要を1枚物でつけさせていただいております。最後に、参考資料3として、条例の抜粋をつけさせていただいております。

資料4の事後調査報告書につきましては、事前に郵送で委員の皆さんにお届けしているところでございますけれども、本日お忘れの方、お持ちでない方につきましては、お知らせいただければ配付いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、環境局環境都市推進部長の小林宏史よりごあいさつを申し上げたいと思います。

小林部長 小林でございます。

本日は、皆様、何かとお忙しい中、この環境影響評価審議会の会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は、この4月から人事異動によりまして環境都市推進部長をしております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。本来であれば、環境局長の中西がごあいさつを申し上げるところでございますけれども、たまたまきょうは議会関連の用務がございまして出席できなくなりました。私から、かわってごあいさつを申し上げます。

皆様には、公務等大変お忙しい中、本審議会の第5次委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

この環境影響評価審議会は、札幌市環境影響評価条例の規定に基づきまして、平成12年から設置をされております。環境配慮指針、それから事業者が行います環境アセスメントに対しまして、専門的な見地からのご意見をいただくため、また、市長の諮問に応じまして環境影響評価に関する重要事項の審議を行っていただくために設置をしております。

今日、環境は、直接的に生活環境にかかわりますものから、地球環境保全にかかわるものまで大変広い範囲が対象となっております。この広い範囲をカバーすべく、それぞれの分野の専門家でいらっしゃいます皆様に審議会にご参画をいただいているということでございます。

また、最近の環境問題に関する動きとしましては、ますます情報公開あるいは透明性が求められているところでございます。こうした観点から、本市の条例に基づきます技術指針の改定につきましても検討を予定しているところでございます。

委員の皆様におかれましては、本市におけます環境に対する事前配慮、そして環境影響

評価が適正に行われまして、世界に誇れる環境都市札幌が実現していけますよう、どうぞお力添えをいただきますようお願いを申し上げます、簡単ではございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

木田課長 それでは、第5次の環境影響評価審議会になりますけれども、今回の委嘱期間はことしの4月1日から平成22年3月31日までの2年間となります。

委嘱状につきましては、皆様のお手元にご用意させていただきました。お渡しするのがおくれて申しわけございませんでしたが、どうぞよろしくお願いいたします。

この第5次の審議会につきましては本日が初会合になりますので、ここで改めて委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

北海道工業大学工学部教授の柳井清治委員でございます。

柳井委員につきましては、今年度から委員をお引き受けいただくことになっております。

柳井委員 柳井です。よろしくお願いいたします。

木田課長 続きまして、北海道大学大学院工学研究科教授の太田幸雄委員でございます。

太田委員 太田です。よろしくお願い致します。

木田課長 続きまして、北海道大学大学院工学研究科教授の高橋正宏委員でございます。

高橋委員 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

木田課長 中井景観デザイン研究室代表の中井和子委員でございます。

中井委員 中井です。どうぞよろしくお願いいたします。

木田課長 北海学園大学工学部教授の佐藤哲身委員でございます。

佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

木田課長 佐藤委員には、今年度から委員をお引き受けいただいております。

続きまして、北海道大学大学院工学研究科教授の五十嵐敏文委員でございます。

五十嵐委員 五十嵐です。よろしくお願いいたします。

木田課長 五十嵐委員につきましても、今年度から委員をお引き受けいただいております。

続きまして、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター准教授の富士田裕子委員でございます。

富士田委員 富士田でございます。よろしくお願いいたします。

木田課長 続きまして、北海道開拓記念館資料情報課長の堀繁久委員でございます。

堀委員 堀です。よろしくお願い致します。

木田課長 北海道大学大学院工学研究科准教授の東條安匡委員でございます。

東條委員 東條でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

木田課長 東條委員には、今年度から委員をお引き受けいただいております。

続きまして、北海道環境科学研究センター植物環境課長の西川洋子委員でございます。

西川委員 西川です。よろしくお願いいたします。

木田課長 西川委員につきましても、今年度から委員をお引き受けいただいております。

続きまして、丸山環境教育事務所代表の丸山博子委員でございます。

丸山委員 丸山です。どうぞよろしく願いいたします。

木田課長 続きまして、酪農学園大学環境システム学部教授の村野紀雄委員でございます。

村野委員 村野です。よろしく願いします。

木田課長 酪農学園大学環境システム学部教授の山舗直子委員でございます。

山舗委員 山舗です。どうぞよろしく願いいたします。

木田課長 なお、本日欠席されておりますけれども、北海道工業大学工学部教授の岡村俊邦委員、それから、北海学園大学工学部准教授の山本裕子委員の2名の方にも委員をお引き受けいただいております、合計15名できょうは13名の出席ということでございます。

続きまして、私ども札幌市職員を紹介させていただきます。

先ほど部長からのあいさつにもありましたとおり、環境局長は本日議会のため欠席しております。局長につきましては、引き続き、中西浩二が就いております。

改めまして、環境都市推進部長の小林宏史でございます。

小林部長 どうぞよろしく願いいたします。

環境影響評価担当係長の師尾寿子でございます。

師尾係長 師尾でございます。よろしく願いいたします。

木田課長 事務局担当の葉原美菜でございます。

葉原 葉原でございます。よろしく願いいたします。

同じく、酒井仁悟でございます。

酒井 酒井でございます。よろしく願いします。

木田課長 私は、環境マネジメント担当課長の木田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 議 事

木田課長 それでは、議事に移らせていただきます。

ここで、札幌市環境影響評価審議会規則第3条の規定に基づきまして、会長、副会長の選出を行いたいと思っております。会長、副会長につきましては、委員の互選により選任することになっておりますけれども、皆様、いかがしたらよろしいでしょうか。

富士田委員 会長には村野委員、それから副会長には太田委員に引き続きお願いしてはいかがかと思えます。

木田課長 今、富士田委員から、村野委員と太田委員ということでお話がありました。

村野委員に会長をお引き受けいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

木田課長 大変ありがとうございます。それでは、村野会長は会長席の方をお願いしま

す。

〔村野会長、所定の席に着く〕

木田課長 それでは、村野会長から一言ごあいさつをいただいた後、副会長の選出に入りたいと思います。

村野会長 村野でございます。本当を言うと、ほかにもふさわしい方がいらっしゃるのですが、ご推薦いただきましたので、会長をお引き受けいたします。

まず、副会長に同席していただきたいのですが、副会長には、これまでに引き続き、太田委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

木田課長 それでは、太田委員ということで、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

木田課長 それでは、太田副会長も副会長席に移動していただきたいと思います。

〔太田副会長、所定の席に着く〕

村野会長 この審議会は第5期を迎えています。私は第1期からずっとメンバーをやっていますけれども、1期からの方は5期目でみんな任期満了になると思います。第5期も、この審議会にさまざまな課題が寄せられると思いますけれども、その審議が本当に適切に行われますように、それが進められますように精いっぱい努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

木田課長 それでは、太田副会長からも一言ごあいさつをいただきたいと思います。

太田副会長 太田でございます。村野会長をお助けして、何とか務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

木田課長 ありがとうございます。

それでは、お二方、どうぞよろしくお願いいたします。

これからの進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。

村野会長、どうぞよろしくお願いいたします。

村野会長 早速、審議を開始したいと思います。

まず、本日は報告事項がございます。

19年度調査分の真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書について、事務局より説明していただき、それについて自由に質問などをしていただきたいと思います。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

木田課長 それでは、真駒内滝野霊園の拡張事業の事後調査報告書につきまして、事務局からご説明をしたいと思います。

真駒内滝野霊園の拡張事業につきましては、平成17年度から事後調査を実施して、審議会で報告することになっておりまして、本日は平成19年度の調査分の事後報告書の概要についてご説明をいたします。

なお、報告書につきましては、5月14日から6月2日まで縦覧をいたしておりました。

詳細につきましては、説明員としまして、事業者であるふる里公苑を同席させたいと思

いますが、会長、よろしいでしょうか。

村野会長 どうぞ。

木田課長 それでは、事業者の方は前の席についてください。それでは、私の方から簡単にご説明いたします。

お手元に、先ほど申し上げた資料1のつづりをめくった資料3になりますけれども、真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書の概要ということで、資料3をおつけいたしましたので、これをご参照ください。この裏面に、事後調査のスケジュールということで、年度ごとの調査項目を網かけの丸印で示しております。これをごらんになっていただきたいと思いますと思いますが、今回は、平成19年度分の報告といたしまして、ハイタカのモニタリング調査など9項目についての報告が、4月30日に事業者であります社団法人ふる里公苑より提出されております。

その後、条例で定める手順にのっとりまして、20日間の縦覧を経まして、6月16日まで環境保全の見地からの意見の募集を行っております、今現在、市民からの意見の提出はございません。

この事業につきましては、平成18年9月1日に工事が着工いたしております、完了につきましては平成23年の予定となっております。

それでは、資料3の表側に戻っていただきまして、この件につきまして概略のご説明をいたします。

こちらは、事後調査の項目ごとに、目的、方法、時期、結果につきまして一覧でまとめてございます。

表の右側には、報告書のページ番号を記載しておりますので、あわせてお手元の報告書を参照いただきたいと思います。

また、資料の後ろに、希少種の確認位置を具体的に示しました補足資料もお配りしておりますが、こちらにつきましては、公開をしておりません、今回は審議会の先生のみに配付させていただいておりますので、取り扱いにはご注意を願いたいと思います。

それでは、資料3に掲げました9項目につきまして順番にご説明いたします。

まず、鳥類のハイタカのモニタリング調査でございます。

今回の調査では、ハイタカの繁殖の兆候は確認されておりませんが、9回の飛翔が確認されております。同様の調査を平成21年、来年にも行いまして、繁殖の兆候が確認された場合は、営巣林周辺における繁殖期の工事中断の措置をとることになっております。

なお、ハイタカのモニタリング調査中に事業予定地内でオオタカの生息が初めて確認されておりました、急遽、オオタカにつきましてもモニタリング調査を補足して行った結果、オオタカの繁殖が確認されております。平成19年7月にオオタカの巣が発見されまして、巣の中に3個体のひなが確認されておりました、7月中旬に無事に巣立ったと推察されるということでございます。その後、平成20年3月に巣が落ちているのが確認されてお

ます。また、飛翔や雄同士の攻撃などが計25回確認されております。

今後も、オオタカの繁殖の状況を継続的に把握することに努めまして、繁殖が確認された場合につきましては保全対策を検討するというようになっております。

続きまして、クマゲラのモニタリング調査でございます。

今回の調査では、クマゲラの繁殖及びねぐら入りは確認されておりませんが、1回の飛翔が確認されております。また、採餌木が新たに6本確認されたとの報告がございます。

営巣可能木につきましては、平成18年の倒木以来、新たなものは発見されていないということでございます。

今回も、営巣行動が確認されませんでした。今後、同様の調査を平成21年まで行いまして、営巣行動が確認された場合は周辺の工事中断の措置をとることになっております。

続きまして、植物でございますが、平成17年10月に事業予定地から移植いたしました貴重植物のアカミノルイヨウショウマとフタバランのモニタリング調査でございます。

アカミノルイヨウショウマにつきましては、移植した12株すべての生育が確認されております。

一方、フタバランにつきましては、移植しました313株のうち76株、24%の生育が確認されております。これは、平成18年度の調査結果と同数でございますが、今回の生育株は、必ずしも平成18年度と同一個体ではなく、平成18年度に生育した個体が今回確認されなかった場合や、その逆の場合、要するに、前回は確認されなかったのに今回確認されたこともあるということでございます。また、生育が確認されなかった個体については、休眠中の可能性があるということでございます。

続きまして、水環境でございますが、こちらにつきましては、既設の浄化槽の放流水が山部川に与える影響を把握するものでございます。

水質調査につきましては、SS、大腸菌群数を除いて、おおむね参考としたA類型の環境基準に適合していたとのことでございます。

なお、SSと大腸菌群数が環境基準値を上回った要因につきましては、浄化槽の影響ではないというふうに推察されております。

エゾサンショウウオとニホンザリガニにつきましては、前回の調査と同様に、両種ともに生息が確認されております。

続きまして、森林管理でございます。

森林管理につきましては、事業予定地とその周辺において、本来の森林再生、すなわち潜在的な自然植生を目指して管理することを目的として、事業者が長期管理計画書を策定しております。昨年度は、この計画書に基づきまして、選木、間伐、地ごしらえ、植栽、下草刈りがそれぞれ予定どおり行われているところでございます。

最後に交通問題でございます。

これは、調査結果を今後の交通混雑緩和対策に反映させるためのものでございます。

今回は、昨年度と同様に、お盆期間に墓参車両台数観測と渋滞状況調査を行っております。



す。その結果、墓参日や墓参時間帯の分散化傾向が見られ、またアクセス道路の分散化傾向も見られたとのことでございます。

8月12日は、12時30分ころには渋滞がほぼ解消されておりまして、例年、最も墓参交通量の多い8月13日につきましては渋滞が発生しなかったとの報告がございます。

昨年度の混雑対策には効果があったということであり、今年度につきましても引き続き誘導、情報提供、墓参バスの運行など同様の対策を行うとのことでございます。

以上、概略ではございますけれども、事後調査報告書の概要説明を終わらせていただきたいと思います。

村野会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、ご質問をお受けしたいと思います。

資料3の項目ごとに見ていきたいと思えます。

まず、鳥類についていかがでしょうか。

ハイタカのモニタリング調査中にオオタカの個体が確認されたというか、繁殖しているのが確認されたということですが、ハイタカよりオオタカの方がかえって貴重かもしれませんね。その辺を含めて、どなたか、これについて気づいたこと、あるいは、対応の方法などがありましたら発言願います。

本州の事例では、例えばオオタカの巣がなくなったら、人工的に巣をつくるまでの対応をしていますね。そこまで積極的なやり方をする可能性もあります。

事例がありますから、対策として、そういう事例を調べて、できるのであればオオタカも営巣できる環境に持っていくというのもいいと思えます。

これは一つの意見です。

ほかにありませんか。

丸山委員、いかがですか。

丸山委員 特にありません。

村野会長 それでは、次に参ります。

植物について、お気づきの点はございませんか。

富士田委員、お願いできませんか。

富士田委員 特にありません。

村野会長 それでは、水環境に入ります。

お気づきのことがありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

柳井委員 ステーション2のSSが34ということで、かなり高い値が出ていると思えますけれども、これは恒常的に出ているものなのか、あるいは、そのときにたまたま雨が降ったために出たものか。また、それは浄化槽の影響ではないという根拠が、この文を読む限りでは明らかではないのですが、そのあたりをもう少し説明していただければと思えます。

村野会長 事業者の方から説明していただけますか。

事業者 当初から、この環境に関するコンサルをしてもらっているコンサルタントの方から詳しい説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

村野会長 どうぞ。

事業者 私は、エヌエス環境の田辺と申します。よろしくお願いたします。

今お話がございましたSSにつきましては、排水経路から行きまして、図面でいきますと20ページです。この図面で浄化槽から排出された排水がステーション1を通りまして、それから山部川に放流します。そして、山部川の合流点の上流と下流の3地点で水質調査を実施しております。一つの根拠といいますか、理由としまして、SSが一番高かった山部川下流のナンバー2地点に至るまでのステーション1が基準値をクリアしているということが一つです。

それから、山部川下流の方は、水量が非常に少ないということと、北側の自衛隊の敷地の方から、ちょろちょろではあるのですが、水が入り込んでおりまして、そういう影響もあって、浄化槽からの影響でSSが高くなっているのではないだろうと判断してございます。

柳井委員 その値は恒常的なものなのですか。

事業者 非常に流量が少ない河川でございまして、ちょっとした影響というのでしょうか、それによって非常に濃度に影響を受けるような特性を持ってございまして、夏場には特に高くなる傾向が今まではございます。

今回は、事前に降雨があったということではございません。

柳井委員 この21ページの図を見る限りは、どんどんアセス調査をやって、この事後調査からずっと右肩上がりになっていますので、あるいは、つくった後の何らかの影響ではないか、その影響が出ているのかなと、ちょっと見るとそう思ってしまうのです。

浄化槽の影響ではなくても、土地をいろいろ改変すると、土砂がたくさん出てきますので、そういう影響かなと思うのですけれども、そうではなくてもっと別な、自衛隊とか、そっちの方の影響が強いというふうに判断されているということですか。

事業者 はい。流域としまして、山部川の方に工事の排水が入らないというか、工事の影響はない流域構成になっています。

それから、先ほど申しましたように、影響が一番大きいと現場で見た限りで感じるのは、途中から入り込む自衛隊側からの沢の影響が大きいというふうに判断しております。

村野会長 あとはありませんか。

どうぞ。

高橋委員 今の件ですけれども、34ミリグラム/リットルのSSというのは、自然の河川としては結構高いのです。見たら、かなり汚れているなというふうに見えるはずですが、本当にあの山奥でそういう状態なのかというのはちょっと疑問なものですから、採水したときの写真などがありますでしょうか。

事業者 写真につきましては、採水状況の写真を撮影してございまして、この報告書の

中には入っていないのですが、資料としてはございます。

高橋委員 その写真を見れば、川が一体どんな状況だったかということがわかると思います。

村野会長 それでは、次に参りましょう。

森林管理について、ご意見、お気づきの点ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、次に参ります。

交通問題についてお願いします。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、次のページの資料4になるのですが、事後調査スケジュールで平成23年まで丸印をつけてありますが、これについて何かご助言はありませんか。

大気、鳥類、植物、水環境、森林管理、景観、交通問題とありますけれども、それぞれ調査をずっと継続することになっております。先ほどの水環境でもご意見がありましたけれども、そのことも含めて、こうしたらいいのではないかということなどありましたら、どうぞご発言ください。

どうぞ。

西川委員 フタバランについて、平成19年度以降の調査でモニタリングはしないということになっておりますけれども、313株を移植したうち76株の24%が地上部で確認されたという結果が2年続いたということです。こういう植物は開花後に休眠するというのはよくあることだし、移植して生育環境が変わったことで休眠状態になるということは十分考えられます。どのような評価をしたので、平成19年以降はモニタリングをしなくてもよいと判断されたのか、ちょっとお伺いしたいのです。

村野会長 よろしくお願いします。

事業者 エヌエス環境の長谷と申します。よろしくお願いいいたします。

フタバランとアカミノルイヨウショウマの調査回数についてですけれども、評価書の中で移植後2年ということで事前に記載しておりまして、それによってこの2年間という設定になっています。

西川委員 その状況いかにかわらず、そういう規定ですということなのですね。

初めてこの委員を引き受けたのでよくわかっていない部分が多いのですけれども。

事業者 事前に事後調査計画を立てまして、その中でフタバランのモニタリングは、移植した後、2年の経過を見るということで判断しています。

そして、平成18年と19年の結果に関しましては、同数の個体の生育が確認されています。先ほどもちょっとご説明いただいたのですけれども、必ずしも同じ株が出ていなくて、18年に休眠していたものが19年に出たり、18年には生育していたけれども、19年に生育していないものも確認されていますので、大きな変化はなく、このまま推移し

ていくものと推測されております。

村野会長 これは、事後フォローをもう少し続けるということはできませんか。

西川委員 調査の方法なのですけれども、写真を見ると、個体識別はされているのですね。

事業者 そうです。

西川委員 そうであれば、できればフォローをされて、モニタリングを続けていただくと、移植の影響ももうちょっと詳しくというか、より正確な評価が可能なのではないかと思います。

事業者 今のご意見は尊重させていただいて、なるべく反映する努力はしたいと思えます。よろしいでしょうか。

村野会長 よろしく申し上げます。

そのほかにお気づきのことはありましたら、どうぞ自由にご発言ください。

中井委員 景観のことで、これからの話だと思うのですけれども、どこの視点場から見て景観を評価するのかという視点場が入っていません。

それから、当然、評価するといっても、樹木等で遮へいするのであれば、何年後かの状況がわかるシミュレーションのCGなどがないと、景観の場合はその後のフォローが何もできない形になります。ですから、少なくとも、どの視点場から見たかということですね。それから、5年、10年位のターゲットの中での状況がイメージできるCGくらいはあった方がよろしいのではないかと思います。

村野会長 ありがとうございます。景観のモニタリングは重要ですから、よろしくお願ひしたいのです。

ほかにありませんか。

柳井委員、どうぞ。

柳井委員 森林管理のモニタリングですけれども、潜在自然植生への転換を促すということで、報告書に間伐などの方法をやられていると書いてあるのですが、結局、間伐がどのように潜在植生への転換を促しているか、例えば間伐した後にどういう更新木があるかとか、そういうモニタリングがされていないと、そういう転換を促すという効果が果たして効果的かどうかということはわかりませんので、間伐をやったという結果ではなくて、その結果、どうなったかというものが必要ではないかと思います。

村野会長 事業者の方、いかがですか。

事業者 ご意見として、尊重させていただきたいと思えます。

村野会長 柳井委員に、間伐して、多様な生物層を持つような森林に移行させるような方法ということで、何か具体的な助言をしていただけるとありがたいです。

柳井委員 弱度の間伐をしたとか剪枝をしたというのはわかるのですけれども、弱度の間伐でどの程度下生えが生えてきて更新木が出てきたのか、もう少し強度の間伐を行った方がいいかもしれないですけれども、ずっと長期的に何年もモニタリングをやるわけです。

ね。22年ですか。ですから、効果がわかるようなモニタリングをやっていかないと、間伐木を選んだとか、それはいいのですけれども、それがどうなったかということです。弱度では少し弱いのかもかもしれません。間伐の方ももう少し工夫されたらいいのではないかと思います。

村野会長 そういうことで、よろしくお願いします。

丸山委員 丸山です。

今のご意見、ご質問に関してですが、今現在、どのように弱度の間伐をしてきているのか、それをまずご説明いただきたいと思います。そして、今後、どのように弱度の間伐を続けるのかという計画もお示しいただきたいと思います。

あわせて、報告書の33ページに、造成森林の修景植栽、森林化を目指した地ごしらえや植栽の様子が写真入で報告されておりますので、これを拝見すると、大体の様子は察しがつく部分もございます。

ここに関しましても、ひとつご報告をいただきたいと思いますが、自然林の様子の写真が下に2枚出ておりまして、自然林の部分に関しては、天然更新を主体として本来の潜在的な自然植生に回復するように導いていくという計画が示されていますけれども、この下の2枚の写真の自然林は、そのために具体的にどのような措置をしているところなのかということと、回復の見通しについてご報告いただきたいと思います。

以上です。

村野会長 どうぞ。

事業者 こちらの植栽の方は、事前に改変部から移植木を移植して仮置きしまして、それを移しかえているということをしてしております。樹種としましては、ナナカマド、ミズナラ、ヤチダモ、ハリキリ、ホオノキ、イチイ、ノリウツギ、アカイタヤ、シナノキ、ミズキなどを使っております。ただ、それだけではなく、購入した苗木等も取りまぜて移植しております。

丸山委員 購入した苗木の数、内容、樹種をご報告いただけますでしょうか。

また、購入した苗木はどこでつくられたものなのかということも、もしわかりましたらご報告をお願いいたします。

事業者 樹種は今申し上げられるのですけれども、どこで入手したかまではデータがございませんので、とりあえず樹種だけご報告させていただきます。

樹種としましては、イタヤカエデ、ナナカマド、アカエゾマツ、キタコブシ、シラカンバ、エゾヤマザクラ、ツリバナ、ハマナス、ヤマモミジなどです。

よろしいでしょうか。

丸山委員 例えば、そのハマナスを選定された理由とか、天然更新と苗木の割合で、苗木はなぜ必要だったのかというあたりまで本来であれば計画するものではないかと思えます。天然更新でどうしても不足があるとか、天然更新を待っていると水質に影響があるので、あえて苗木を使用しているとか、何らかの根拠や理由があると思えますので、そのあ

たりのことも含めて、計画としてどのように行っているのか、どのような状況なのかをご報告いただかなければ、私たちもどのようにアドバイスというか意見を申し上げていいのかがちょっとわかりにくいところがあるなと感じております。

まず、例えば、なぜハマナスを選定されたのかというあたりのご趣旨などをお伺いできれば、少し雰囲気もわかるのかなと思っております。

村野会長 滝野の森林の復元、再生の大きな目標という方針は、市長の意見書にもちょっと書かれていましたけれども、要するに、できるだけ自然生の豊かな森林に再生していくという方針がありますね。そうであれば、今の丸山委員の意見のように、例えば、なぜハマナスが生えるのかという疑問が生じますね。それから、苗木も、できるだけ現地の潜在植生の中から生えているものを選ぶという配慮が必要だと思います。それから、天然更新も、場所によっては、裸地のところに緑化するのであれば、そこにある苗木を持ってきて植えるということになるでしょうけれども、森林の中の更新の場合は、できるだけ天然のものを生かすということが模索されていいのではないかと思います。

つまり、先ほどの柳井委員の話にありました間伐ですね。間伐のやり方も全部かわりますので、その辺をもう一回検討していただけないかと思います。今後のやり方に反映させていただきたいと思っております。

先ほどの質問にまだ全部答えていませんね。

丸山委員、私はちょっとまとめ漏らしたところがありますが、もう一度、確認をしたいところがあればお願いします。

丸山委員 同じことを言えるかどうかわかりませんが、ハマナスでショックを受けて気持ちが飛んでしまいました。

まず、きょうの段階でお伺いしたいことは、弱度の間引きの計画についてと現状についてのもう少し詳しいご報告をいただきたいと思っております。柳井委員もおっしゃっていたとおり、弱度の間伐をして、これからも弱度の間伐で管理するという表現だけお伺いしても、わからないということです。

あわせて、少しわかりやすいかなと思われるのは、33ページに造成森林の写真がございますので、例えば、ここの自然林について、先ほど少し詳しくお話しいただきましたが、どのような計画があるのかを具体的にお聞きすることができれば、村野会長からご提案があったような具体的な意見も申し述べられると思っております。

その辺の具体的な森林管理の計画はお示しいただけないのでしょうか。

それをお願いしたいと思います。

事業者 森林管理につきましては、事前に、別途、残置森林及び造成森林の長期管理計画書というものを作成しておりまして、それに沿って進めております。

弱度の間伐ということですが、この間伐率は大体10%を目安にしております。残置森林に関しましては、それぞれ林分ごとにどういう管理をしていくかということを描画しておりまして、例えばカラマツ人工林に関しては、カラマツの弱度の間伐を行い、劣

勢木、込み過ぎた部分のカラマツを伐採します。そして、間伐率としては10%を目安としております。切る時期としましては、積雪期に行いまして、広葉樹の発生、成長を促すような形を目指しております。

あとは、カラマツ混成林というものもあります。これは、カラマツのほかにミズナラなどの広葉樹などが混成している林分なのですけれども、これに関しましては、広葉樹を育成するための間伐ということで、カラマツを減らして広葉樹の成長を促進させ、本来の森林に誘導するという事です。現地で選木する際に、広葉樹の生育を阻害しているようなカラマツを選木しまして、それを間伐するという手法をとっております。

それから、ミズナラ、シラカンバ林というものがございます。これは、自然推移を基本方針としております。シラカンバが多い林ですけれども、寿命が短いので、自然推移で減少し、ほかに多いミズナラなどが優先する森林に自然に推移させるということを目指しております。

あとは、シラカンバ林に関しましては、基本方針としましては、積極的に間伐するという事です。シラカンバは、先駆的な広葉樹ですから、積極的な間伐を行いまして、本来の森林に誘導するという事です。

それから、ドイツウヒ人工林に関しましては、自然推移を基本方針としております。理由としましては、面積が狭いので、現状を維持し、自然の推移に任せるということ事です。

それから、トドマツ人工林というものがあるのですが、こちらに関しても自然推移で、面積は狭いので現状を維持していくということ事です。

それから、無立木地に関しましては、自然推移と、一部、樹林化するということで植栽をしております。

村野会長 ありがとうございます。

まだいろいろあると思いますけれども、そのほかにお気づきの点がありましたら、随時、事務局の方に委員の方から伝えていただきたいと思います。事業者の方にも伝わるようにしていきたいと思いますので、よろしく願います。

どうぞ。

丸山委員 申しわけありません。質問の仕方がうまくなかったせいだと思います。

何をやったかという計画には、それがどうなったかという報告をするのが事後報告のあり方だと思うのですが、その事後報告のあり方について、何か提案をしていくとか、事後報告のレベルというか、その内容については、私もちょっと失念してしまったのですけれども、何か書式というか、ここまでこのように報告する必要があるというものはどんなふうに決まっていたのでしょうか。確認させていただきたいと思っております。

木田課長 事務局からですけれども、そこまで事細かに書いたものはないと思いますので、ご指摘いただければ、必要なレベルの段階のことはお求めいただくことができると思います。ただ、それに事業者の方で対応し切れるかどうかはまた別のことになるかもしれませんが、お求めいただくことは可能だと思います。

丸山委員 そうですね。あくまでも事業者の自主的なことというところに重きが置かれておりますので、この23年までの事後報告として、どういう時点で行ってきた処置が成果を得ているとか、うまくいっていないということを上手にご報告いただくような工夫をしていただければと思っております。

事業者 平成23年の森林管理モニタリング調査をいたしまして、そのときの結果をもとに、再度、森林管理計画を見直す予定でおります。そのときに、何らかのご報告ができると思います。

村野会長 よろしくをお願いします。

今、少し急いだのですけれども、まだ発言をされたい方がいましたら、どうぞ。

山舗委員 参考資料に、平成17年の環境評価準備書に対する意見がありまして、水環境の(2)番のところに、浄化槽を設置し、山部川に排出しているが、山部川に排出している事業場はないとの誤った記載があると。このことは解決したのでしょうか。

今回、事業評価の水質のところ、先ほどSSでちょっとありましたが、これは浄化槽の影響ではないと考えられるということはあるかもしれませんが、それとの関係で何かありますか。

質問は、事業場はないと誤った記載があるというのは解決したのかどうかということと、今回報告された浄化槽の影響ではないと考えるということの関係と、二つお尋ねします。

村野会長 事務局からお答えできますか。

事業者 今のご質問にお答えさせていただきます。

当初、山部川水域に排出している事業場はないという誤った記載がございました。これに対してご意見をいただきまして、評価書の段階で、当初、評価書における事後調査項目として上げておりましたのは、大気環境としまして騒音、動物の調査としましてハイトカ、クマガラ、植物としましてアカミノルイヨウショウマ、フタバランだけだったのですけれども、この誤った記載がございましたので、水環境を継続的に事後調査でモニタリングしております。そして、今回、水環境としまして水質とエゾサンショウウオとニホンザリガニの事後調査を新たに追加しまして、現在、事後調査を継続しているということです。

山舗委員 2点目については、まだ途中段階で、影響はないということでしょうか。

事業者 現時点ではそうです。

山舗委員 今後見ていくということですね。

事業者 はい。

村野会長 ほかにございますか。

どうぞ。

富士田委員 話がもとに戻って申しわけないのですけれども、先ほど西川委員からご質問があった件です。

私としては、事後調査の報告があるだけでも、事業者の方はよくやっておられるなというふうに評価しております。やりっ放しの事業が多い中で、真摯にデータを出してくださ



っているのです、そこは大いに評価すべき点だと思っています。

最初に決めた2年間ということで、移植した植物の調査について努力していただけないというご回答がありましたけれども、ここで切り上げてしまう可能性があると思うのですが、ランは、西川委員もおっしゃったように、休眠している可能性があるのです、せめてもう一年、データをとっていただきたいのです。

なぜかといいますと、例えば、そこで消えてしまったからどうかするという話にはならないのですけれども、札幌だけではなくて、全国的にアセスの事業の場合は、何か事業をして、移植して、それでおしまいという話が非常に多いのです。それでは何も進歩しないので、このアセスでやった結果ですね。せっかくおとりになっているので、それを別の事業のときにも利活用するような仕組みをこれから我々は考えていかなければいけないのですが、もう一年、データをとっていただければ、仮に札幌の近郊で似たような事業をやるときに、移植地の候補とか、ランの場合はどうしたらいいかという留意点を考えるときの大事な基礎データになると思うのです。

ですから、せめてもう一年とっていただいて、アセスの会社の方でこういうデータをお持ちになっていけば、もし次の事業をやるときにラン関係がひっかかったら、札幌市の方から、あそこに行けばあのデータがあるから、それをもう少し見てもらって移植地を決めるとか、どうやったらいいかということをお考えするときの資料とするという形にさせていただくと、少し発展すると思います。

話題がそれたかもしれませんが、そういう意味で、もう一年とっていただけると、すごく有効かなと思っています。

村野会長 ぜひ、1年と言わず、ずっとモニタリングできるようにしていただければ、非常に評価される内容となると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにありませんか。

ザリガニ、サンショウウオの件はいかがですか。

ほかになければ、また後でも結構ですから、事務局にご意見をお寄せください。

それでは次に、技術指針の改定のことがありますので、事務局から技術指針の改定について説明願ひします。

木田課長 ただいまの事後調査の関係は、交通問題以外のすべてにご意見をいただきましたので、後ほど事務局と事業者で話をしていきたいと思ひております。

それでは、技術指針についてですけれども、資料5としておつけいたしました。札幌市の環境評価にかかわる技術指針の部分をコピーしたものでございますが、環境影響評価に盛り込みます項目などについて記述したものでございます。

これは、平成12年に作成したもので、まだ一度も改定しておりません。近年、環境影響評価について、より市民にわかりやすい情報提供、あるいは事前の計画段階での環境配慮をどんなふうに入れるかという議論があります。国の方では、一昨年、環境影響評価法により主務大臣が定めるべき基本的事項を示してありまして、一般的に把握すべき事項

として、事業にかかわる検討の経緯や、その内容、選定理由などを明らかにすることなどが入ってきております。こういったような動向を踏まえまして、札幌市の環境影響評価条例に基づきます技術指針については、例えば対象事業の特性や関係地域の概要など、もう少し具体的な記載をしまして、わかりやすい記述ができるようなものを考えております。

技術指針を変更する場合につきましては、条例の5条に規定がありまして、審議会の意見を聞くということになっております。これから事務局の方でどういう変更が必要かどうか検討しますので、変更する場合につきましては、次回の審議会に諮問をしたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

村野会長 結構中身の重い内容だと思いますけれども、今の技術指針の改定の説明について、何かありましたらどうぞ。

中井委員 札幌市は、ことしの4月から景観計画が具体的に事業に反映されていく段階になってきましたけれども、景観計画の景観と環境アセスの景観というのはある意味で連動していなければいけないと思うのですが、その辺は今後どのようになるのでしょうか。

木田課長 今ご指摘のありました景観のことに關しまして、ほかのこともそうですが、まだ詳しいことについて議論をしているわけではありませんけれども、今ご指摘のあった点も踏まえて検討していきたいと考えております。

村野会長 ほかにありませんか。

太田副委員長 スケジュール的に、その指針の改定が出るのはいつごろなのでしょう。

木田課長 次にご説明する予定でしたが、今ご説明してしまつてよろしいでしょうか。

太田副会長 素案のようなものができた段階で見せていただいた方がいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

つまり、もうでき上がった形でぼんと出されて、ここを大幅に直せというのはどちらも困るのではないかと思うのです。これは私の個人的な意見です。

木田課長 そうですね。そういった手順につきましても、おいおい、ご相談をしていきたいと思ひています。

村野会長 ほかにございませぬか。

丸山委員 今、事務局と太田副会長のやりとりがありましたけれども、そのことに関する確認です。技術指針の改定はいかにあるべきかという諮問が、今後、この審議会になされる予定であるということでしょうか。

木田課長 今申し上げたのは、技術指針の改定の素案をこちらでつくりますので、それについてご意見をいただきたいということでお話しさせていただきました。

村野会長 よろしいですか。

丸山委員 はい。

村野会長 ほかにありませんか。

随分改善されたのですが、アセスに關連する情報などは、でき上がつてからではなくて、

できるだけ早目に提示するということが前にありましたので、ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。それでは、また後で何か意見がありましたら、事務局の方に意見を寄せていただきたいと思います。

きょうは、たくさんのご意見をいただきまして、活発な論議ができました。本当にありがとうございました。

以上で審議を終えまして、マイクを事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

木田課長 長時間にわたり、大変ありがとうございました。

事務局の方から連絡ということで、先ほど申し上げました次期審議会の開催時期も含めましてご連絡をさせていただきます。

新たな審議案件としまして、今年度中に、ごみの埋め立て場がありました山本地区での公園化事業の方法書の作成が予定されています。札幌市みどりの推進部の事業でございますけれども、早ければ、ことしの10月ごろの公告・縦覧、その場合には審議会の開催は来年の1月か2月くらいになる予定です。もし、手続がおくれるようであれば、年度をまたいだ形になると思いますが、それくらいの時期ということで話を聞いております。予定がはっきりわかりましたら、皆様にお知らせいたしますとともに、先ほどからご指摘がありましたように、技術指針の改定については素案の段階からお示しできるように、少し工夫してまいりたいと考えております。

### 3. 閉 会

木田課長 本日は、長時間にわたりご議論いただきまして、またお忙しいところを、大変ありがとうございました。

以 上